

平成21年4月1日より

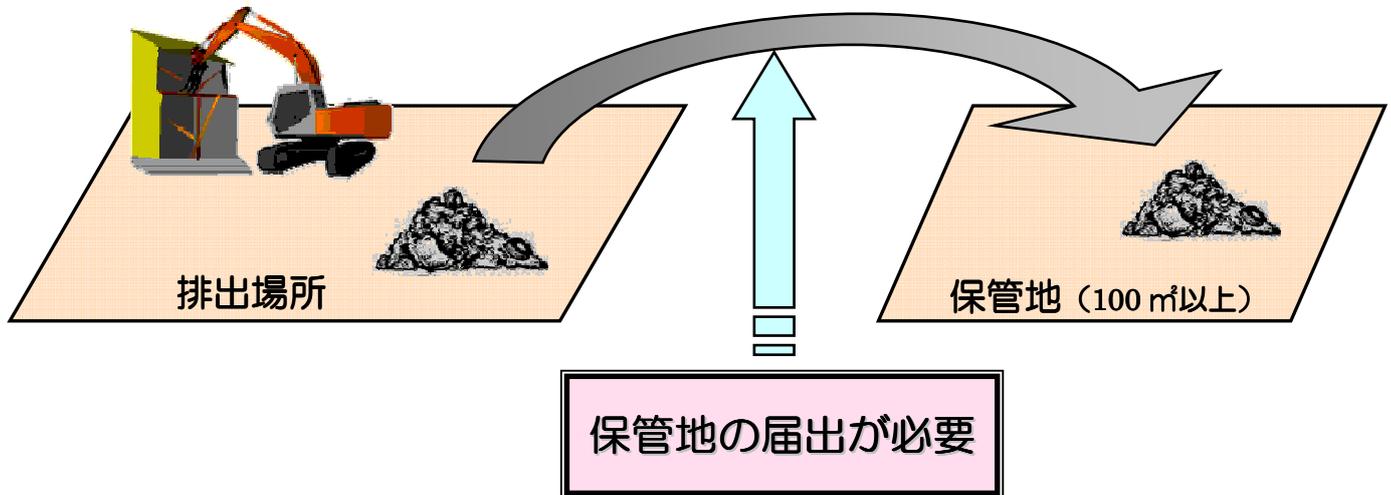
自己の産業廃棄物の保管には届出が必要になります。

事業者が自ら排出した産業廃棄物の一時保管を行う場合には、廃棄物処理法では許可・届出等の手続は不要となっています。このため、廃棄物を放置しているにもかかわらず「保管（仮置き）」と称する場合や産業廃棄物処理業の許可を受けずに他人から依頼された廃棄物を受け入れ「自ら排出した廃棄物の保管（仮置き）」と称した不適正な処理が行われています。

このような状況を受け、当県では、事業者が自らの産業廃棄物をその排出した場所以外で一時的に保管するときは、知事（和歌山市にあっては市長。以下同じ。）に対しあらかじめ届出を行うことにより、行政による事前の指導及び計画的な監視を実施し、不適正保管の未然防止に取り組みます。

### <届出の対象者・対象行為>

自らが排出した産業廃棄物をその排出した場所以外の 100 m<sup>2</sup>以上の土地 で一時的に保管するとき、当該産業廃棄物を保管する者はあらかじめ届出が必要となります。



### ◎ 届出書記載事項

- ・ 保管しようとする土地の所在及び地番並びに面積
- ・ 保管しようとする土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- ・ 保管をする産業廃棄物の種類及び数量
- ・ 保管しようとする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画
- ・ 産業廃棄物の流出の防止等のために講ずる措置の内容
- ・ その他

## <届出者の義務>

- (1) 保管内容の変更又は保管の廃止のときの届出
- (2) 搬入搬出管理簿の作成・保存

※ 届出を行った土地ごとに産業廃棄物の状況を記録し、5年間保存

### 【記載事項】

- (1) 搬入又は搬出を行った日
- (2) 産業廃棄物の種類ごとの搬入量、搬出量及び保管量
- (3) 排出した事業場又は従前の保管場所の名称
- (4) 搬出先の事業場等の名称

## <保管者に対する勧告>

知事は、廃棄物処理法に規定される産業廃棄物処理基準（又は特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の保管がされている場合、当該保管者に対し、その保管が適正に行われるようにするための適切な措置を講ずべきことを勧告することができます。

また、知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができます。

## <搬入一時停止命令>

知事は、産業廃棄物の保管が行われている土地に産業廃棄物の搬入が継続されることにより、周辺の生活環境の保全や県民生活の安全が損なわれるおそれがあるときは、当該保管者に対し、30日以内の期間を定めて搬入の停止を命ずることができます。

ただし、命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、報告の徴収又は立入検査の結果が明らかではない場合においては、当該期間を延長することができます。